口永良部島(新岳)噴火により被害を受けられました皆様へ



平成 27 年 5 月 29 日の口永良部島 (新岳) 噴火により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約の皆様からのお問合わせ、被害のご連絡・ご相談を承って おりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約の皆様へ

災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様を対象に、保険料のお支払いにつきまして 一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。 これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

お客様サービスデスク:0120-808-028 (受付時間:平日9:00~18:00)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
鹿児島県	熊野郡屋久島町(くまのぐんやくしまちょう)	2015年5月29日

以上